

令和5年度第3回 荒川区障がい者総合プラン策定委員会議事録

開催日：令和5年10月12日（木）

時 間：午後3時より

場 所：サンパール荒川4階 第2・第3集会室

事務局：

それでは高野副委員長は遅れていらっしゃるということで、お時間になりましたので始めたいと思います。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

資料の確認（資料1.プランの素案の概要、資料2.素案の本文、参考資料1.2と、これまでのご意見や議事録）

事務局：

では初めに本委員会の議長であります委員長からご挨拶をお願いいたします。

委員長：

皆様におかれましてはお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。事務局より事前に皆様方へ荒川区障がい者総合プランの素案をお送りさせていただきましてご一読いただいたかと思いますが、本日は改めて事務局から障がい者総合プラン素案についてご説明いただき、皆様からご意見・ご感想をいただければと思っております。皆様のご協力をいただきながら、活発かつ充実した議論が行われればと存じますのでどうぞよろしくお願いいたします。

事務局：

委員長ありがとうございました。今後の進行につきましては荒川区障がい者総合プラン策定委員会設置要綱に基づきまして委員長に一任をさせていただきます。それでは委員長よりよろしくお願い致します。

委員長：

それでは議事に入らせていただきます。次第3.障がい者総合プランの素案について事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：

それでは素案の説明をさせていただきます。通しの説明ですと量が多くなっておりますので、まずは第1章から第4章までを説明させていただきます。一度ご質問をいただいた後に第5章という流れでご説明させていただきたいと思っております。

それでは資料1と2の説明です。まず素案の目次があり、本プランの構成は1章から5章と資料編となっております。

まず1ページ、第1章.策定の概要となっており、第1回の策定委員会の際にも説明をさせていただきましたので詳細は割愛をさせていただきますが、7ページまでの間で策定の趣旨やプランの位置付け・対象・プランの期間などを記載しております。

続きまして9ページ、第2章.障がい者・障がい児等を取り巻く状況についての章です。こちらにつきましても第1回と第2回の策定委員会で既に説明をさせていただいた内容が記載されております。11ページからは第1節.障がい福祉に関する制度・施策の変遷についてプランの計画期

間にあった区の取り組みなどを時系列で記載をしております。少し飛びまして19ページ、第2節.統計資料から見る状況ですが、区の人口や障がい者手帳所持者の推移などを記載しております。飛びまして25ページ、令和4年度に実施いたしました障がい者実態調査の結果と概要を記載したものです。こちらにつきましても既に第2回の策定委員会で説明をさせていただきましたので内容は割愛させていただきます。

続きまして少し飛びまして71ページ、第3章.プランの基本的な考え方について記載をしております。こちらにつきましても前回の策定委員会で示したましたが、基本理念・基本目標・基本方針については前回の障がい者総合プランを継承しつつ、基本方針に紐づく各施策において新しい取り組みや充実を図っているものです。また77ページ・78ページにつきましては国の基本指針の主な見直し内容をまとめたものを記載しております。

次に79ページ、第4章.基本理念等に基づく施策について説明させていただきます。81ページ、施策の体系図を記載しております。網掛けとなっている9か所の施策につきましては、区の優先度の高いものとして重点施策に位置付けるものでして、82ページ・83ページ、考え方や方向性を記載しております。こちらにつきましても前回の策定委員会で示したのものとなっております。

次に各施策の説明となりますが、時間の都合上、主な施策について説明させていただきます。まず84ページ、「総合的な相談支援体制の充実」ですが、資料としましては(1)主な現行事業、(2)現状課題、(3)今後の方向性といった作りになっております。以降では(3)方向性について主に説明をさせていただきます。86ページ、こちらの主な今後の方向性ですが一つ目の○、基幹相談支援センターによる相談支援事業所や関係機関からの相談に対する専門的な支援・助言やネットワークの構築・強化など、相談支援体制の強化に取り組んでまいります。三つ目の○、地域生活支援拠点等の連携強化や地域生活支援の体制整備の中心となる地域生活支援拠点等コーディネーターの配置を行うことや、四つ目の○、一層の安心・安全な運営を確保するために、支援センターアゼリアの建て替えの検討などについて取り組むこととしております。

続いて93ページ、「震災等の備え」ですが、現状と課題につきましては、二つ目の○、先ほど申し上げた実態調査の結果につきまして一人で避難できない、さらに援助者がいないという方が確認できているという状況です。また次の94ページ、一つ目の○、令和4年度に災害時に人工呼吸器の使用ができるように日常生活用具の品目の拡大を行っております、(3)今後の方向性ですが、避難所での避難訓練や備蓄品等を強化するとともに、三つ目の○、避難の支援が必要な方を把握し、災害時の対応を迅速に図る、避難行動要支援者登録事業について随時登録しつつ、登録を受けた方に係る災害時の支援に必要な情報をあらかじめ記載するものとなる個別支援計画の作成率向上を図ってまいります。

次に95ページ、「意思疎通支援の充実」ですが、前回までの委員会でもご意見がございました手話通訳派遣制度の見直しなどが課題となっております、96ページ、今後の方向性では二つ目の○、手話通訳者等の派遣事業について要望に応じた派遣が円滑に行えるよう、年10回までとしている派遣回数制限を撤廃するとともに、制度の安定的な運営に向けて手話講習会を開催するなど人材育成に取り組んでまいります。

次に101ページ、「グループホーム等の居住支援の推進」でございますが、令和5年度におきましては重度障がい者グループホームに対する施設整備補助を開始しておりますが、102ページの今後の方向性では、障がい者グループホーム等施設整備事業の制度周知等を行うほか、課題でございます建設用地の確保につきましても、公共用地の活用を積極的に検討するなど、重度障がい者を受け入れるグループホームの確保を進めてまいります。

108ページ、「在宅系サービス等の提供」についてです。(3)今後の方向性のところの一番

下の○、自らがヤングケアラーであるという認識をしていない場合もあるので、関係者が「気づく」ということに対し、チェックリストを作成し確認を行って支援につなげます。

110ページ、「本人、保護者への経済的な支援」につきまして、前回の委員の方からも精神障がい者の経済的困窮についてご意見がありました。が、(3)今後の方向性では、精神障がい者の経済的支援のため、心身障害者福祉手当について精神障がい者への対象拡大する旨を記載しております。

続きまして112ページ、障がい児支援の充実ですが、113ページの今後の方向性をご覧いただきますと、一つ目の○、荒川たんぽぽセンターを『児童発達支援センター』へ充実をさせて地域の障害児通所支援の中核的な拠点とし、専門的な支援の機能強化や他の障害児通所支援事情所への援助・助言、関係機関との連携体制の強化等を行いまして、地域全体の支援体制の強化を図ってまいります。また併せて療育定員の拡大を行いまして、障害児通所支援の利用者の受け皿の拡大を図ってまいります。5つ目の○、インクルージョン推進のため、荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センター化を図りつつ、児童発達支援センターが保育所等訪問支援の実施や保育所等の障がい児への支援の協力を行うなど、インクルージョン推進体制の中心となって関係機関との連携体制の構築・強化を図ってまいります。

次に116ページ、「医療的ケア児等の支援」についてです。この施策では医療的ケア児等を支援する事業をまとめておりまして、(2)現状と課題にも記載をしておりますが、「医療的ケア児等支援協議会」の設置や医療的ケア児等コーディネーターの配置、医療的ケア児等家庭家事サポートの実施など事業を実施しております。(3)今後の方向性、二つ目の○、医療的ケア児等地域コーディネーターや医療的ケア児等家庭家事サポート事業、留守番看護派遣事業など、必要な方が必要な時に支援を受けられるよう、医療的ケア児等支援に係る事業の情報発信を行い、医療的ケア児やその家族の方が、地域において安心して生活を営める体制を構築してまいります。また四つ目の○、医療的ケア児等の方はストレッチャーや車いすなど非常に苦勞する方がいらっしゃいますので、外出支援に向けた環境整備を行う旨の記載をしております。

121ページ、「就労支援の強化」でございます。122ページに記載しております今後の方向性ですが、一つ目の○、令和8年度までに障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げとなるなど、障がい者の雇用が求められる企業の範囲が拡大される中、『じょぶあらかわ』による就労及び生活面での支援を行うとともに、就労移行支援や就労定着支援事業所などとの関係機関との連携を強化し、障がい者の就労への支援体制の強化を図ってまいります。また三つ目の○、就労を希望する障がい者のニーズや社会状況に対応し、本人の希望や能力に沿ったよりきめ細かい支援を提供するため、新たな障がい福祉サービスとして「就労選択支援」が新設されることとなっております。サービスを実施する事業所と関係機関との連携体制を構築しまして、さらなる就労支援の強化を図ってまいります。最後の○では国の事業ですが、「重度障がい者等就労支援特別支援事業」について、重度障がい者等の就労やその移動におけるニーズを把握し事業の活用を行っていく旨の記載をしております。

125ページの「同行援護・行動援護・移動支援」につきましては、移動支援の利用者のニーズを把握するとともに、移動支援を実施する事業とのマッチングを支援するなど、事業を充実してまいります。同行援護につきましてもヘルパーの確保・質の向上を図るため研修制度の周知を図るなど人材の確保・育成に努めてまいります。

次に126ページ、「交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援」におきましては(2)現状の課題で記載しておりますが、障がい者実態調査から難病患者の医療費の負担ですとか専門的な医療機関が近くにないなどの現状確認ができており、(3)今後の方向性では難病患者の支援の充実に向けまして、難病患者を対象とした通院支援を行う旨の記載をしております。以上、雑駁で

はございますが、まず1章から4章までの説明をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

委員長：

これまで事務局から説明があったことに関しましてご質問等ありますでしょうか。かなり膨大な量なのでなかなか追いつかないものもあったかと思いますが。

それでは私から。事務局から説明のあった今後の方向性につきまして、方向性が決まっているところで、毎年ちゃんと行われるだろうかということをきちんと検証して、最後の年にすべて達成できるようになっていったらよいと思います。これに関しまして委員の皆様方に毎年検証していただいて、これがきちんと行われているかのチェックを是非お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。今後の方向性のところをよく見ていていただいて、毎年のチェックを怠らないようにすることは非常に大切だろうと思います。それが障がい者の皆様に恩恵として返っていくものだと思いますので、是非とも皆様目を凝らしてチェックをしていただきたいと思います。ご意見ございますでしょうか。

委員：

方向性のことが話題なのですが、今126ページについて、ちょっと気になることを質問させて下さい。新規で行われる難病患者への支援の充実に向けて「難病患者を対象にした通院支援を行います」と記載してあるのですが、障がい者や難病患者にとっても通院支援が必要なのです。ここに65歳以上という壁が出てきて、障がい者の方がサービスを受けようとしても介護保険の方にあると言われてしまい、そちらで行って下さいという事例が私たちの患者会で出たのです。今まで障がい分野の方でやっていたものを高齢分野の方で対応して下さいと言われると、この通院支援では、本人、ALSの患者さんたちのように介助者が通訳をしなければならない場合が出てきたりする事もあります。その他にも身体の介助を必要とする人がいるので、この通院支援というものを、難病患者の人だけではないのですが、65歳以上の人も障がい者のサービスを受けられるかがちょっと気になるため、その点を教えて下さい。

委員長：事務局いかがでしょうか。

事務局：

障がいから介護への移行の話ですが、おっしゃる通り原則は65歳過ぎましたら介護の方に移行することになっておりまして、そのスムーズな関係に向けまして、例えば「地域包括支援センター」と関係をして情報をやりとりしたり、サービスの検証をしたりしてスムーズに移行ができるようにはしているところです。この今回実施する事業、サービスが65歳以上になった時にどうかというのは、今高齢者部門とも少し調整や検討が必要かと思います。そういった課題をいただきましたので、中の方でも少し研究していきたいと思います。

委員： はい、ありがとうございました。

委員長：

庁内で検討していくというところでもよろしいでしょうか。万人にサービスが行き届くようにという形を出したのだらうと思います。貴重なご意見どうもありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか。

委員：

この場でご相談してよい内容かどうかちょっと分からないのですが、今『王子特別支援学校』で様々な現状のデータを取ってしまっていて、結局就労していくことが一番大きな壁になっているのです。今、就労受け入れがこれからどんどん拡大していく中で、雇用主の受け入れる方の整備・態勢の部分で、身体障がい者に対してのバリアフリーですとか、様々なスムーズな移行に関しては充分色々あるのですが、精神・知的障がいに対するちょっとしたところでの精神的配慮や支援の部分はとても薄いというところが現状になっています。就労移行サービスの方たちですと移行した後、半年ぐらい見られるらしいのですが、今『王子特別支援学校』では、移行後3年間、就労先の雇用主と就労した児童・生徒・卒業生たちの状況を把握しながら様々なデータを取って下さっています。その中で一番大きいのが、雇用側と就労していく側の関係性であり、例えば知的障がい児というのは8時間の労働の中で、5時間30分ぐらいの業務を遂行する時間はきっちりサポートしてくれているそうですが、1時間の食事休憩や20分間の休憩時間、準備や帰り仕度というところは、当然自分で自立していないと就労することはできない状態です。それは良いのですが、そのちょっとした20分、1時間の昼食時にあった何らかの小さな衝動でものすごく不安定になって、就労のその5時間30分に影響を及ぼすというのが知的障がい児であったり精神的に疾患を持った方たちです。その部分で雇用側に対してもっとこういうふうな配慮をしてほしいという気持ちと、それとは逆に、学校サイドでもうちょっとこの辺りまでボトムアップしてほしいという、その不安がとても大きくて、こういうことを一体どこに相談すればいいのか、いつも皆さんの議題に出るのです。どこに言えばこれらを調整してくれるのでしょうか。

委員長： いかがでしょうか。

事務局：

ご意見ありがとうございます。企業側の受け入れ態勢と就労される方の要望にギャップがあるというところですね。企業の説明会などで、求められるものが何であるかとかを説明する場はありますし、受け入れ企業に対する接触の場もありますので、そのような意見があることを伝えていくことは出来ると思います。国に要望なのか、行政としてどのようなことが出来るのかということがありますので、ご意見をいただきましたので中で検討したいと思います。

委員： よろしく願いいたします。

委員長：

確かに障がい者の就労に関しては、雇用主の方の教育をどのようにして行くかが一番のポイントだろうと思います。私の専門が筋ジストロフィーなので、ハローワークに行っても、結局雇用主の方が筋ジストロフィーと聞いて腰を引いてしまうというところでなかなか就労が難しい。そこに関してはやはり専門家の意見等を踏まえて講習会などをして、企業側をどのように教育していくかが一番のポイントではないかと思います。本当に貴重なご意見どうもありがとうございました。事務局もご検討よろしく願いいたします。その他ございませんでしょうか。

ないようでしたら素案の第5章。これは重点課題ですので積極的にご意見等いただければと思います。よろしく願いいたします。

事務局：

続きまして5章以降のご説明をさせていただきます。133ページからになります。第5章、成果目標・活動指標ですが、これは第2回の策定委員会におきまして説明をさせていただいておりますが、国の基本方針に基づいて各自治体で成果目標及び活動指標を設定するものとなっております。今回の策定委員会では前期計画の進捗状況までを説明させていただいたところです。

今回の素案では前期計画の実績評価に加えまして、令和8年度までに達成するものとして国が示した成果目標・活動指標について区の目標を設定しまして、その目標を達成するための方策などを記載しております。135ページ、成果目標について記載しております。国が示した成果目標は大きく7つありまして、それぞれを次のページ以降に記載しております。136ページ、(1)「施設入所者の地域生活への移行」についてですが、資料の見方は、両開きにしていただくと、左のページが令和3年度から5年度の前期計画の実施状況を記載したものとなりまして、右のページが今回策定する計画である令和6年度から8年度までの目標などを記載したページになっております。前回の策定委員会では、左のページにあります令和3年度から5年度までの実施状況をご説明いたしました。今回は内容が重複しますので実績については割愛させていただきます、右のページの今後の部分の説明をさせていただきます。

まず137ページ、「区の成果目標」ですが、国の成果目標をベースとして令和8年度末時点で令和4年度末の施設入所者数116人のうちの7人(6%)を地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点入所者数から6人(5.2%)減少させることを目標として設定しました。実施状況は、地域移行者数は令和8年度までに7人の地域移行となるように数値を設定しております。施設入所者数も令和8年度までに6人減少となるよう設定いたしました。今後の取り組みや方策ですが、障害区分認定調査時にも、訪問する施設入所者に対しまして、地域で暮らして行きたいかどうかの意向確認をするとともに、施設から入所者に対する聞き取りを行いまして、地域移行の可能性の模索等を行い、移行の促進に取り組んでまいります。

続きまして138ページ、(2)「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」ですが、139ページ、今後の区の目標については精神障がいにも対応した包括ケアシステムの理念の下、保健医療・福祉関係者による地域課題の共有やその解決に向けた協議を行うとともに、協議の場における目標設定や評価を行いまして、地域のニーズに対応した支援体制の構築を目指すことを設定しております。また今後の取り組み及び方策ですが、精神障がいにも対応した包括ケアシステムの構築をより具体的に行うために、引き続き協議の場を通じて地域のニーズを把握するとともに、地域課題の共有や解決に向けた検討を行い、精神障がいの方が安心して暮らせる地域となるよう、支援体制づくりを行ってまいります。また協議の場においては、精神障がいの方にも対応した包括ケアシステムの構築に向けた目標設定や評価を行ってまいります。

続いて140ページ、(3)「地域生活支援の充実」ですが、141ページ、区の成果目標としましては二つありまして、まず一つ目、の地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実ですが、区の成果目標としましては、引き続き地域生活支援拠点の施設間及び職員間の連携を強化しまして、相談や緊急時の対応機能の充実や、地域一体となった支援体制を構築してまいります。の強度行動障がい者を有する障がい者への支援体制の充実については、今回の計画から新設された目標となっております。区の成果目標としては強度行動障がい者を有する障がい者が地域で生活していけるように支援ニーズの把握を図るとともに、関係機関との連携等支援体制の構築をしてまいります。今後の取り組み及び方策ですが、で自立支援協議会の相談支援部会のワーキンググループ等を通じて、課題共有やPDCAサイクルに基づいた運用状況の検証や検討を行ってまいります。四つ目の○、強度行動障がい者を有する障がい者については、支援ニーズの把握を行い

ましてそのニーズに基づいた支援体制の構築を検討してまいります。

続いて142ページ、「福祉施設から一般就労への移行など」についてですが、右の143ページ、区の成果目標ですが、つか国の基本方針に基づきまして記載の通り設定しているところです。実施状況の部分を見ていただきますと、それぞれの項目について、令和3年度の実績から何倍という形で令和8年度の目標値を設定しております。例えば就労移行支援事業等による就労移行者数につきましては、令和3年度の実績が53名ですが、令和8年度までに1.32倍としまして、令和8年度では70名が一般就労に移行する目標になっております。今後の取り組み及び方策につきましては、障がい者の法定雇用率の段階的な引き上げなどによって雇用の機会の拡大となりますので、『じょぶあらかわ』や就労定着支援事業所等の関係機関の連携を強化し、少しでも一般就労へ繋がるような就労支援体制の強化を図ってまいります。

続きまして145ページ、「区の成果目標」ですが、四つ設定しております。一つ目は児童発達支援センターの整備、二つ目は障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進、三つ目は主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保、四つ目は医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置・コーディネーターの配置となっております。いくつか既に達成済みのものもありますが、今後の取り組み及び方策について主なものといたしましては、児童発達支援センターの整備では『たんぼぼセンター』を児童発達支援センターへと充実させまして、より専門的な支援の実施や障がい児通所支援事業所への専門的支援・助言・発達障がいの相談の窓口など、障がい児通所支援の拠点となるよう取り組んでまいります。また、『荒川たんぼぼセンター』による保育所等訪問支援等の実施を通じて保育所等と連係体制の構築を図りまして、インクルージョンの推進に取り組んでまいります。

続いて146、147ページ、「相談支援体制の充実強化」ですが、147ページ、区の成果目標です。二つ設けておりまして、一つ目が基幹相談支援センターの設置及び相談支援体制の充実強化等に向けた体制の確保となっております。既に区では基幹相談支援センターを整備しておりますが、引き続きそのセンターを中核として、相談支援体制の充実強化などに向けた取り組みの実施体制の確保を目指してまいります。二つ目は今回の計画から新設されたもので、自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域づくりとなり、自立支援協議会の部会において事例検討などを実施して、地域サービス基盤の開発・改善などを行うために必要な体制の確保を目指してまいります。今後の取り組み及び方策では、一つ目の○と二つ目の○では基幹相談支援センターを中核として専門的な助言・援助やモニタリング結果の検証などを通じまして、相談支援体制の充実強化に取り組んでまいります。また四つ目の○、地域サービス基盤の開発・改善などを行うために、自立支援協議会の部会において必要に応じて事例検討を行って、地域課題の抽出や改善に向けた検討を行ってまいります。

続いて148ページ、149ページ、(7)「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築」ですが、149ページの区の成果目標といたしましては、障害福祉サービスなどに関わる区や事業所等の職員は、法律を念頭に、真に利用者が必要とするサービスの提供と、障害福祉サービスの質を向上させるための体制の構築を図ってまいります。今後の取り組み・方策ですが、一つ目の○、障がい福祉倶楽部については、事業所同士の情報交換の場、事業所の実態把握やその結果の共有など、掲示板やアンケートなど様々な機能を活用して、サービスの提供の質の向上に繋げていきます。三つ目の○、日々の請求業務の中や事業者連絡会を通じて、運営に関する課題やその解決方法を事業者と共有して指導・助言等を行い、業務改善を図るとともに処遇改善加算の取得に対する指導を行うなど、区全体のサービスの質の向上を目指してまいります。

次、150ページ、こちらは活動指標でいわゆるサービスの見込み量を記載しているものです。

見込み量ということで、細かい数字ですので、個々の説明は割愛させていただきますが、こちらの考え方としては、これまでの利用実績を踏まえて見込み量をそれぞれ積算し、設定しているものです。雑駁ではございますが、説明は以上になります。

委員長：

いかがでしょうか。国の方としては具体的な数字を前面に出してきておりますので、それを達成するのはかなり大変なことだろうと思いますので、やはり今後の方向性について、毎年各委員の方々は目を凝らしてチェックしていった目標達成が出来るように頑張りたいと思うのですが、いかがでしょうか。先ほどの雇用主の教育に関しては143ページのところに関連しているかと思っておりますので、その点は事務局の方ご検討よろしく願いいたします。

先ほど委員からご指摘いただいた65歳からの介護保険の問題に関しては、庁内でよく検討していただいて、平等性を貫くというのが一番基本ではないかと思っております。

委員：

ご説明ありがとうございました。今回のプランの素案は、新規や国が求めていることがかなり盛り込まれていて、本当に作る過程は大変だったのだろうと思います。また、予算も絡んできますのでこの予算確保も大変重要だと感じたところです。特に前回発言させてもらいましたが、重層的支援体制整備事業との絡みについても書き込んでいただいたことは感謝申し上げます。また地域生活支援拠点にコーディネーターを配置するというのも令和8年度の目標の中に書かれていますが、親なきあとの暮らしを支えるですとか、単身生活の方の地域生活を支えるというのは相談支援事業者だけではとてもできません。普段通所している事業者の皆さんとか、普段関わってくれているヘルパーの皆さんやご近所に住んでいる方のお力も借りながら、そういったことをコーディネートして行く側面があります。もう一つは目標値にもありますが、精神障がい長期入院している人は、荒川区では160人ぐらいいらっしゃるって、知的入所の方も、都内に住まれている方は沢山いらっしゃいます。そういった離れているところの方の地域移行を進めるために、どうしてもこのコーディネーターがいないとこの事業が進まないという実感を持っておりまして、令和8年の目標ですが、これから関係機関の皆さんとも相談しながら、役所に求めるだけでなく事業者としても出来ることを行って、またそういう人材を作っていくという観点も非常に大事だと思いますので、荒川区の方針に沿いながら、事業者でも人材の確保と育成を頑張っていきたいという感想を持ちました。以上です。

委員長：

他にございますでしょうか。ではご意見ご質問が無いようでしたら、荒川区障がい者総合プランの文言や数値等につきましては、全庁内の調整も必要かと思っておりますので、事務局に一任したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

では反対なしということで、事務局よろしく願いいたします。最後に事務局から今後の予定について説明をお願いいたします。

事務局：

今後の予定です。次第の一番下のところに記載があります通り、11月及び12月に福社區民生活委員会に素案を報告させていただきます。12月にパブリックコメントを実施する予定です。結果については、次回の第4回障がい者総合プラン策定委員会で報告させていただきたいと思っております。次回の開催は令和6年1月18日(木)15時から予定しております。場所は本日と

同じサンパール荒川4階、第2・第3集会室となっておりますので皆様どうぞよろしくお願
いいたします。以上になります。

委員長：

では、以上をもちまして、第3回の荒川区障がい者総合プラン策定委員会を終了させていただきます。皆様にご協力をいただきまして、円滑な会議を進めることが出来ましたことを感謝申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

以 上